官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙、自動車点検等委託車両一覧表(以下「一覧表」という。)に定める自動車。 車体検査、定期点検以外の整備(消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。)に ついては、一覧表別紙に予定数量を掲示するが、請負者は点検を実施した結果、予定 項目の整備が必要でないと判断される場合及び予定項目以外の整備が必要であると判 断した場合は、分任契約担当官等またはその補助者(以下「契約担当職員」という。) に連絡のうえ指示を受けるものとする.

2 請負内容

- (1)請負者は、契約担当職員の発行する発注書(以下「発注書」という。)に基づき、 一覧表に定める車両配置場所庁舎より車両を引き取り、発注書に定める点検・検査 等を実施のうえ、車両配置場所庁舎に返還するものとする。
- (2) 発注書並びに単価表における件名の内容は次のとおりとする。
 - ア 定期点検整備とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。) 第48条に基づく点検整備とする。
 - イ 継続検査とは、法第62条に基づく検査とする。
 - ウ 保安検査確認とは、法第62条に定める継続検査に係るものとする。
 - エ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意するものとする。
 - オースチーム洗浄とは、エンジンルーム及び下回りへのスチーム洗浄の作業をいう。
 - カ 車内及び外回り清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び 樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除及び外回りの洗浄、拭き掃除、ボディへのワック ス掛けの作業をいう。

キ別涂発注

上記以外の業務について、契約担当職員は請負者に依頼できるものとする。

3 その他

請負者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、 交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了 したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。